

小菅一丁目地区にお住まいの皆様

東京拘置所地区の土地の利用計画(まちづくり計画)に関する勉強会 勉強会開催結果及び第1回説明会のお知らせ

主催：関東財務局、法務省 オブザーバー：葛飾区

厳冬の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
「第3回 東京拘置所地区の土地の利用計画(まちづくり計画)に関する勉強会」を昨年10月30日(水)に開催し、国家公務員宿舎の整備のあり方等についてご意見等をいただき、国の考え方を整理することができました。このたびはお忙しい中、計3回にわたる勉強会にご足労いただき、たくさんのご意見を賜りましたこと、感謝申し上げます。

第1回 令和6年8月27日(火)
18:00~19:30

法務省省庁別宿舎及び合同宿舎小菅第2住宅(仮称)の建設計画及び小菅一丁目地区地区計画について説明し、ご意見をいただきました。

第2回 令和6年9月25日(水)
18:00~20:00

国家公務員宿舎の整備に関する国の方針及び地区整備計画の内容となるべき事項について分野別に意見交換を行いました。

第3回 令和6年10月30日(水)
18:00~19:30

これまでの意見交換を基づく、ご意見やご要望に関する国の対応方針について意見交換を行いました。

地区整備計画として規定するもの

- ・建築物等の形態、意匠、色彩は、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。
- ・小菅住宅の広場についてはこれからも使い続けたいという要望へ対応するものとする。

国家公務員宿舎の整備のあり方として明示するもの

- ・施設の配置、形状、高さ等については、事業計画地に隣接する住宅等への日影、電波障害、風害等の影響を考慮。
- ・PFI事業の附帯的事業について、保育園、学童保育のほか、商業施設、医療機関の設置を求める地域の声が認められる。
- ・万葉公園との連続性のある広場の設置を求める地域の声が認められる。
- ・構内通路は、東京拘置所の保安警備上の観点を踏まえ、将来的に新古川橋と接続することを念頭に配置する。
- ・緑の保護に関する葛飾区の諸規程を尊重し、東京拘置所地区の自然的資源、歴史的資源の維持・保全及び樹木(特に桜並木)の保存に配慮する。
- ・上記に掲げる地域の声とPFI事業計画の関係性について、地域住民(小菅一丁目地区地区計画区域内の居住者を含む)に丁寧に説明等行う場を設ける。

実現に向けて具体的な対応を検討していくもの

- ・構内通路は、東京拘置所の保安警備上の観点を踏まえ、地域の交通利便性等に配慮するものとし、具体的な開放の方法については、国家公務員宿舎の整備の進捗に合わせて検討していく。
- ・葛飾区『浸水対応型市街地構想』を参照し、合同宿舎小菅第2住宅(仮称)が近隣住民の一時避難先としての役割を果たすよう検討していく。

事業計画においては、ご要望の実現が難しいもの

- ・国家公務員宿舎の整備事業として古隅田川に橋を架けることは困難。

『第1回説明会』の開催

国家公務員宿舎の整備のあり方や地区整備計画の考え方の参考とさせていただくため、小菅一丁目地区地区計画区域内に土地又は建物をお持ちの皆様(関係権利者)を対象として、説明会を開催いたします。

日時：令和7年2月13日(木)
19時~(1時間程度)
会場：葛飾区立西小菅小学校体育館

※関係権利者の皆様には、別途、開催案内をお送りさせていただきます。

【本件に関するお問い合わせ】
関東財務局管財第一部
第1統括国有財産管理官
048-600-1207